第２　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

存続厚生年金基金の加入員について、厚生年金保険法附則第四条の六の新設に伴う所要の規定の整備を行う。（第三条第一項関係）

第３　健康保険法施行令の一部改正

１　特定減額特例対象者から健康保険法第三条第一項に規定する被保険者となった場合について、第１の２に準じた改正を行う。（第七十三条の二関係）

２　その他所要の規定の整備を行う。

第４　関係政令の規定の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行う。

第５　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百七十七号）（厚生労働省）

１　日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給に係る経過措置に関する規定の整理を行う。（第二条第一項、第二十条関係）

２　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

政　令

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十四号

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条第一項及び医療法等の一部を改正する法律附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第二十四条）
第二章　経過措置（第二十五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「法第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びに当該業務に附帯する業務」に、「連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「電子処方箋管理業務及び電子診療録等情報管理業務」に改める。

第七条中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項ただし書及び第四十四条の三第三項中「基金等」を「基盤機構等」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第三条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」に改める。

第二十四条第三項及び第二十五条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書及び第一条の二第六項中「支払基金等」を「機構等」に改める。